

## 処分の公表

職員の人事管理の透明性を図り、町政に対する信頼を確保するとともに、職員の服務規律及び公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的に、職員の処分の状況を公表します。

令和6年10月17日 公表

被処分者 : 飯豊町職員 主任 30代 女性  
処分日 : 令和6年10月17日  
処分内容 : 減給10分の1、3月  
処分事由 : 令和6年、特別児童扶養手当の支給事務において、関係書類の誤送により、当該受給者等の個人情報を漏洩させた。  
当該行為は、地方公務員法第29条第1項第2号に該当する。

被処分者 : 飯豊町職員 課長 50代 女性  
処分日 : 令和6年10月17日  
処分内容 : 訓告  
処分事由 : 令和6年、特別児童扶養手当の支給事務において、職務の監督者であり、地方公務員法第29条第1項第2号に該当する。

被処分者 : 飯豊町職員 室長 40代 女性  
処分日 : 令和6年10月17日  
処分内容 : 訓告  
処分事由 : 令和6年、特別児童扶養手当の支給事務において、上司の命を受けて、事務を処理統括する立場であり、地方公務員法第29条第1項第2号に該当する。

※ 公表内容は、飯豊町職員の懲戒処分の公表基準に基づいております。